

岐阜県地域人材育成協議会設置要綱

(目的)

第1条 清流の国ぎふ働き方改革推進人材育成事業を実施するにあたり、関係機関から事業の実実施計画や状況等について意見を伺い、情報共有を図ることで協力体制を築き、効果的な運営を行うため「岐阜県地域人材育成協議会（以下、「協議会」という。）」を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員10名以内とし、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 協議会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- 3 協議会に会長を置く。また、会長代理を置くことができる。
- 4 会長代理は会長を補佐し、会長に事故があるときは会長の職務を代理する。
- 5 委員は、会議に出席できない時は、その所属する機関の他の者を代理人とすることができる。

(任期)

第3条 委員の任期は3年以内とする。

- 2 委員は再任することができる。

(会議)

第4条 協議会は、事務局が招集する。

- 2 協議会の存続期間は、平成32年度までとする。

(協議事項)

第5条 協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 清流の国ぎふ働き方改革推進人材育成事業の実施に関する企画、進捗管理、調査、評価等に関する事。
- (2) その他必要な事項に関する事。

(守秘義務)

第6条 委員は協議会で知り得た情報は、他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、岐阜県商工労働部労働雇用課に設置する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月28日から施行する。

別表（別表第二条関係）

所 属
岐阜県中小企業団体中央会 事務局長
(一社) 岐阜県工業会 専務理事
ぎふIT・ものづくり協議会 事務局長
川崎岐阜協同組合 事務局長
日本労働組合総連合会岐阜県連合会 事務局長
(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構岐阜支部 支部長 岐阜職業能力開発促進センター 所長
岐阜労働局職業安定部 部長
岐阜県商工労働部 次長